

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		路上生活者自立支援		款	4	項	1	目	1	事業	2	整理番号	102	
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	計画調整担当			連絡先電話番号	4306		昨年度整理番号	104		
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備		予算事業区分				既定事業						
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	15	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/> 計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)		
	対象		公園や路上等で野宿生活をしている区内の路上生活者		内部管理		根拠法令等		(1) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (2) 路上生活者支援行政連絡会設置要綱					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○都と特別区共同の自立支援システムの実施等により、路上生活者の就労自立や居宅生活を支援する。 ○苛酷な生活環境にある路上生活者に対して、健康増進のための保健指導、経済的自立のための就労支援、生活安定に向けた施設入所支援等を行い、社会復帰につなげる。		活動指標名(式)		(1) 緊急一時保護センター入所者数 ※25年1月末までは練馬寮、25年2・3月末は中野寮(新型) (2) 健康生活相談会参加者人数							
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○平成23年4月より自立支援センター中野寮が開設され、路上巡回指導部門との連携により、迅速な路上生活者への支援を促進している。25年2月より緊急一時保護センター機能と自立支援センター機能が統合され、より迅速な就労自立に向けて事業を行っている。 ○路上生活者支援行政連絡会の開催、冬季路上生活者健康生活相談会の実施や必要な保護・支援等を行う。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標							
				成果指標名(1)		自立支援センター入所者の自立率								
				算定式・指標の説明等		就労自立人数÷退所人数								
				成果指標名(2)		健康生活相談参加者数で医療・福祉の処置をした人数								
				算定式・指標の説明等										
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)				
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画						
指標	活動指標(1)		1	人	81	100	75	100	68	80	68.0			
	活動指標(2)		2	人	9	15	10	15	6	10	40.0			
	成果指標(1)		3	%	49.2	55.0	51.9	60.0	56.0	60.0	93.3			
	成果指標(2)		4	人	0	5	9	10	5	10	50.0			
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	1,147	2,251	943	7,278	5,228	6,644	25年度予算執行率(%)		71.8	
	(内) 投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項			
	(内) 委託費		7	千円	22	96	20	96	5	96				
	職員数	常勤職員数		8	人	4.50	4.53	4.36	4.36	4.47	4.42	☆執行残の理由 ①ホームレス地域生活移行支援事業等(執)・・・平成25年度予算見積り時に東京都自立支援担当課(特別区人事・厚生事務組合)より通知のあった23区分担金概算額に比して、緊急一時保護施設等の施設建設費が予想を下回ったことによる。 ②緊急一時保護施設利用者交通費・・・緊急一時保護センター中野寮へのケース移送件数が当初予想件数を下回ったことによる。		
		再任用職員数		9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
		非常勤職員数		10	人		0.00	0.05	0.00	0.00	0.00			
	人件費	(内) 常勤職員分		11	千円	40,050	39,411	37,932	37,627	38,576	38,145			
		(内) 再任用職員分		12	千円	0	0	0	0	0	0			
		(内) 非常勤職員分		13	千円		0	138	0	0	0			
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	41,197	41,662	39,013	44,905	43,804	44,789				
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	508,605	416,620	520,173	449,050	644,176	559,863				
	財源	受益者負担分		16	千円	0	0	0						
		国からの補助金等		17	千円	0	0	0						
		都からの補助金等		18	千円	0	0	0						
その他の補助金等		19	千円	0	0	0								
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0	0					
差引:一般財源(14-20)		21	千円	41,197	41,662	39,013	44,905	43,804	44,789					
受益者負担比率(16÷14)		22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 102

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		ホームレス地域生活移行支援事業等 <23区分担金>	1	件	4,855
		緊急一時保護施設利用者交通費の支給	37	件	5
		緊急対応食料等の支給	197	件	339
		路上生活者支援行政連絡会及び健康生活相談の開催	2	回	27
	その他()			2	
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	平成25年2月に新型の自立支援センターが開設されました。緊急一時保護部門の入所者数は68名であり、24年度とほぼ同水準で、施設の有効利用が図られています。自立支援部門の就労自立率は50%を超え、24年度以前より伸びています。また、冬季路上生活者健康生活相談会については、医療機関への紹介または生活相談対象者は24年度10名、25年度は6名で、対象者は減少しており、着実に事業目的を達成しています。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	23区全体の路上生活者は、平成11年8月の5,798人をピークに減少傾向にあり、平成26年1月現在、調査開始の平成6年以降最も少ない955人になりました(前年同月比162人減)。杉並区でも同様に、平成13年8月の73人をピークに減少傾向にあり、平成26年1月は12人となりました。これは、都区共同事業である自立支援システムなどの効果によるものと考えられます。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	路上生活者が公園等を占有していることに苦情が頻繁に入ります。路上生活者に対する荷物の撤去や公園等に居留した場所からの退去の要望については、人権に配慮した対応が必要であることを、広く区民に伝えていくことが重要です。路上生活者に対しては、新型自立支援センターの巡回指導員や区みどり公園課など関係機関との連携を図りつつ、粘り強く福祉事務所の支援について説明し、居留地を管轄する福祉事務所に相談をするよう説得を続けております。
	今後の予測	23区全体の路上生活者・杉並区での路上生活者数ともに、今後も通減傾向にあるものと予測しております。また路上生活者の減少に効果を発揮してきた都区自立支援システムも、緊急一時的な収容施設の性格が序々に弱まり、就労意欲を前提とした自立部門により力を入れてきています。このため長期間にわたり居留し続け、一定の生活パターンを持つに至ったいわゆる「定着路上生活者」の社会復帰は、このシステムをもってしても年々難しくなっていくものと思われれます。今後路上生活者は、若年の短期路上生活者の増加と、高齢の長期定着者との二極化が進んでいくものと予想されます。
評価と課題	都区共同の自立支援システムの活用や路上生活者巡回指導員との連携等の取り組みが効果を上げ、路上生活者数の減少傾向が見られるので、今後も現行事業の継続と充実を図っていきます。一方いわゆるネットカフェ難民などの住所不定未就労者については、巡回指導員の支援対象となっておらず、事前の把握は困難です。今般成立した生活困窮者自立支援法による施策と連携して、若年未就労者の自立支援を進めていくことが今後の課題です。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	<p>現行支援対象に入っていない、ネットカフェ難民などの住所不定未就労者については、国・都が各業界へ、広く生活困窮者対策としての協力を申し入れてもらうよう、今後も路上生活者対策関係会議の席上でも要望していきます。同時に、路上生活者に対する地道な支援を推進していくため、自立支援センター中野寮・路上巡回指導員との一層の連携を図っていきます。なお、27年度より生活困窮者自立支援法に基づく事業として、一時生活支援事業が任意事業として実施可能となりますが、杉並区では、これまで成果を上げてきた都区共同事業の路上生活者の自立支援システムをより一層活用することとしており、新法に基づく事業としては実施しないこととしています。</p>					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 105

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)	
		法令集追録の購入				50
		第27回戦没者等の妻に対する特別給付金「い」号受付	73	件		0
		第27回戦没者等の妻に対する特別給付金「い」号国債交付	54	件		0
		その他()				0

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	特別給付金の対象者は、戦没者や戦傷病者の妻ですが、戦後、時間の経過とともに死亡によって対象者が減少し、遺族が特別弔慰金の対象者へ移行しています。特別弔慰金は、昭和40年から10年毎に支給されるようになりました。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	戦傷病者等の妻に対する特別給付金制度は、国と東京都によるものも含めて対象者への周知をさらに行う必要があります。
	今後の予測	平成27年は「戦後70周年」を迎えるため、「第十回特別弔慰金」の実施が予想されます。平成17年に実施された「第八回特別弔慰金」では、約1,900件の申請を受付したため、「第十回特別弔慰金」においても、同件数の申請が予想され、それに伴い事務量が增大します。
評価と課題	申請相談・受理及び東京都への進達等の国債交付事務を遅滞なく行いました。国の制度なので工夫の余地は少ないが、より一層の事務の効率化を実現します。広報すぎなみ及び区ホームページで申請情報を周知しましたが、対象者が高齢のため、電話や窓口でより丁寧な案内や説明が課題となります。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	国の制度であり、区は申請受付、国債交付等窓口事務のみを行っているため、工夫の余地は少ないが、より丁寧な案内や説明、周知を心掛けます。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		行旅病人等援護		款	4	項	1	目	1	事業	6	整理番号	106	
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	計画調整担当			連絡先電話番号	4306		昨年度整理番号	108		
上位施策No・施策名		20	支えあいとセーフティネットの整備			予算事業区分		既定事業						
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	8	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/> 計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)		
	対象	○死亡した身元不明及び引き取り者のない遺体 ○療養を要する救護者のない病人 ○葬祭を必要とする区民		内部管理		施設維持管理		根拠法令等		(1) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法 (2) 墓地埋葬等に関する法律				
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○身元不明及び引取者のいない遺体の火葬を行い、遺骨を寺に預け、無縁仏として供養する。 ○救護者のない病人に対し、医療機関で必要な医療を給付する。 ○23区共通で依頼している料金で葬儀を行う。		活動指標名(式)		(1) 葬儀を行う者がいない死亡人及び行旅病人の取扱い費用についての相談件数 (2) 上記の取扱い件数							
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○区内で死亡した身元不明及び引取者のない遺体を火葬し、寺にその遺骨の保管・管理を依頼する。 ○医療機関に救護者のいない病人に対する必要な医療の給付を依頼する。 ○区民葬儀利用希望者の申請に基づき区民葬儀利用券を交付する。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標							
				成果指標名(1)										
				算定式・指標の説明等										
				成果指標名(2)										
				算定式・指標の説明等										
区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画						
指標	活動指標(1)	1	件	14	15	8	15	20	15	133.3				
	活動指標(2)	2	件	9	10	7	10	14	10	140.0				
	成果指標(1)	3												
	成果指標(2)	4												
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	2,222	4,619	1,564	4,664	2,964	5,508	25年度予算執行率(%) 63.6				
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項				
	(内)委託費	7	千円	2,212	2,118	1,552	3,215	2,954	3,198					
	職員数	常勤職員数	8	人	0.46	0.46	0.77	0.77	0.85	0.78	☆執行残の理由 行旅病人の件数が予想より少なかったため。			
		再任用職員数	9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
		非常勤職員数	10	人		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	4,094	4,002	6,699	6,645	7,336	6,731				
		(内)再任用職員分	12	千円	0	0	0	0	0	0				
		(内)非常勤職員分	13	千円		0	0	0	0	0				
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	6,316	8,621	8,263	11,309	10,300	12,239					
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	451,143	574,733	1,032,875	753,933	515,000	815,933					
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0	0				
		国からの補助金等	17	千円	0	0	0	0	0	0				
		都からの補助金等	18	千円	1,106	4,603	958	4,648	219	5,492				
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	1,106	4,603	958	4,648	219	5,492					
差引:一般財源(14-20)	21	千円	5,210	4,018	7,305	6,661	10,081	6,747						
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 106

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		埋火葬委託料	14	件	2,862
		遺骨保管料	9	件	81
		その他(官報掲載費、生花購入費)			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和8年の事業開始から現在まで、行旅死亡人(墓地埋葬法第9条第1項の死体を含む)の件数は、毎年ほぼ0~10件程度で推移していますが、25年度については前年比で倍の14件でした。行旅病人の取扱件数は3年に1件程度で推移しています。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	行旅死亡人は本来は身元不明者か身元引取り人のいない遺体が事業対象ですが、近年は親族がいる場合でも、絶縁状態であったり、葬祭費用を負担できないなどの理由で、遺体の引き取りを拒否されるケースが増えています。
	今後の予測	遺族がいる場合でも、引き取りを拒否されるケースが増えていることから、少しずつ件数が増えていくと考えられます。
評価と課題	身元不明者か身元が明らかになっても親族の引き取り手のない遺体については、自治体が火葬処理をし、埋葬を行うことしか方法がなく、必要不可欠な行政事業といえます。今後とも、法令や実務事例に則りつつ、死亡者本人へ心を寄せながら、適切に取り扱ってまいります。なお、引き取りを拒否する親族の増加等により、説得や調査の業務量が増えており、処理手順の見直しなどの工夫が必要になっています。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	親族がいる場合でも遺体の引き取りを拒否されるなど、様々な事例が発生しています。事例を文書化し蓄積しながら、福祉事務所として、幅広く柔軟な対応を行えるよう体制を整えていきます。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名	社会福祉基金運営			款	4	項	1	目	1	事業	8	整理番号	107
担当部課名	保健福祉部管理課			係名	地域福祉係			連絡先電話番号	1355		昨年度整理番号	109	
上位施策No・施策名	20 支えあいとセーフティネットの整備			予算事業区分				既定事業					
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	59	年度	<input type="checkbox"/>	実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/>	計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)	
	対象	寄附者及び寄附団体			内部管理		根拠法令等		(1) 杉並区社会福祉基金条例 (2) 杉並区社会福祉基金運営要綱				
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか) ○基金の趣旨について区民に周知し、寄附増につなげる。								活動指標名(式) (1) 寄附金額 (2) 寄附件数				
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順) ○基金の趣旨に賛同を得た寄附金を基金に積立てる。 ○この基金の果実及び基金の一部を地域福祉事業に活用する。								成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 基金総額 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 活用金額 算定式・指標の説明等 基金取り崩し+利子額				
区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)				
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画					
指標	活動指標(1)	1	千円	3,809	10,000	172,729	10,000	16,297	10,000	163.0			
	活動指標(2)	2	件	9	20	9	20	11	20	55.0			
	成果指標(1)	3	千円	1,049,967	814,967	946,167	475,167	536,709	546,709	113.0			
	成果指標(2)	4	千円	222,632	256,301	290,997	486,738	436,676	2,868	89.7			
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	11,598	185,204	180,199	23,543	23,542	15,380	25年度予算執行率(%)	100.0		
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項			
	(内)委託費	7	千円	0	0	0	0	0	0				
	職員数	常勤職員数	8	人	0.10	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20			
		再任用職員数	9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
		非常勤職員数	10	人		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	890	1,740	1,740	1,726	1,726	1,726			
		(内)再任用職員分	12	千円	0	0	0	0	0	0			
		(内)非常勤職員分	13	千円		0	0	0	0	0			
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	12,488	186,944	181,939	25,269	25,268	17,106				
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	3,279	18,694	1,053	2,527	1,550	1,711				
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0	0			
		国からの補助金等	17	千円	0	0	0	0	0	0			
		都からの補助金等	18	千円	0	0	0	0	0	0			
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0	0				
差引:一般財源(14-20)		21	千円	12,488	186,944	181,939	25,269	25,268	17,106				
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 107

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		寄附を受付け、社会福祉基金として積立	11	件	16,297
		介護保険事業者緊急資金貸付の返還	1	件	7,245
		その他()			0
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附受付11件 ・社会福祉基金からの充当 特別養護老人ホーム建設助成等10件 				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	<p>利子額は基金に積立せず、地域福祉事業に活用されています。個人からの寄附のほか、故人の遺志による遺贈や、団体のチャリティー事業による継続的な寄附をいただいています。また、NPO介護保険事業者支援のため、基金を元にして貸付けを行うとともに、償還金については基金に積立していますが、平成22年度以降、新規貸付はありません。</p>
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	<p>寄附金は一旦社会福祉基金に積み立て、福祉目的に大切に使うことを説明し、了承を得たうえでご寄付いただいています。</p>
	今後の予測	<p>毎年寄附いただいている団体がありますが、遺贈の有無によって、年間寄付金額と件数は変わるため、予測困難です。</p>
評価と課題	<p>東日本大震災以降、個人からの寄附は被災地へ向けられ、震災前と比較すると、社会福祉基金への寄附件数は落ち込んでいますが、毎年寄附いただいている団体があり、基金の定着が伺えます。また、年間寄附金額等は遺贈の有無により大きく左右されるため、予め計画することが困難です。</p>	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	<p>I 事業コストの方向性 ○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ その他</p>
		<p>II 事業の方向性 ● 手段・方法の見直し ○ 実施主体の見直し ○ 対象の見直し</p>
<p>個人寄附者が増えるよう、改めて基金の周知を図っていきます。</p>		

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 108

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		電話督促、訪問、督促状等の件数	109	件	37
		口座引落委託料			6
		その他()			0

(2)事業実績
(協働、行革の取組があれば記入)

平成22年度から貸付は休止しています。平成21年度から債権回収委託を開始しましたが、平成25年度から委託は休止しています。平成25年度末で債務者数は71名になりました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和29年度の事業開始当時は、個人事業者が民間から融資を受けることが困難であり、本制度の需要は高いものでした。現在では区の産業融資制度、社会福祉協議会等の融資制度が整備されています。そのため、本貸付は低所得水準にある個人事業主のための制度ということもあり、需要は大幅に減っています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	生活状況が厳しい債務者からは、償還遅延の際の違約金免除の要望が寄せられます。
	今後の予測	貸付の相談があった場合、代替制度を案内することで、相談者に適した融資相談ができると考えられます。
評価と課題	平成22年度から貸付は休止し、債務者数は平成25年度末で71名まで減少しました。これは、平成21年度から24年度末まで債権回収委託をし、回収可能であった債権が回収されたことが、債務者が減少した要因の一つと言えます。委託は休止していますが、必要に応じて委託を検討することも考えていきます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input checked="" type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	平成22年度から貸付は休止しているため、債務者数は減少しており、平成25年度末で71名となりました。ただし、71名のうち、大半が長期滞納者です。債権回収委託は平成24年度末で休止していますが、必要に応じて委託を検討します。また、債務者一人ひとりの状況を正確に把握し、粘り強い納付交渉または時効援用が見込まれる場合等、不納欠損を実施していきま					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 109

25年度の事業実施状況	内 容	規模	単位		事業費(千円)
(1)主な取組	応急小口資金貸付	74	件		6,182
	その他(貸付事務費)				312
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	災害、疾病等のため応急に資金を必要とする所得の低い区民に、無利子で資金貸付を行いました(一般貸付限度額100,000円、特別貸付限度額 300,000円、災害・医療貸付限度額 500,000円)。また低所得世帯で償還の困難な事例が多い中、償還率の向上に努めています。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和48年度(事業開始年度) 貸付件数:62件/貸付金額:2,395千円 平成17年度においては集中豪雨による水害が発生し災害貸付が増加しました。平成20年度は景気悪化の影響を受け、前年度よりも貸付件数が増加しました。平成21年度も引き続き景気悪化の影響により、貸付件数が前年度よりも増加しました。平成23年度の貸付件数は前年度と同じですが、東日本大震災の災害貸付が4件あり、貸付金額が前年度を上回りました。平成24年度は、震災の影響による災害貸付がなかったこと、前年度に比べ14件貸付件数が減っているため、昨年度の貸付金額より下回りました。平成25年度は、前年度に比べ9件貸付件数が増えているため、昨年度の貸付金額より上回りました。			
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	連帯保証人を必要としない貸付制度にしてほしい、理由を問わず貸付してほしい、住所要件を問わず貸付してほしいという要望があります。			
	今後の予測	平成26年度以降も、不測の事態により生活資金等に応急に困る低所得者からの相談が見込まれ、当資金貸付制度の活用が必要となります。			
評価と課題	貸付対象者の多くが、再就職により初回給与を受けるまでの生活資金として応急に資金を必要としながら、他から借り受けることが困難な事例であり、応急の貸付を受けることにより、不測の事態に対して生活の安定を図ることができています。一方償還率については低位で推移しており、26年度中稼働予定の新システムを活用するなどして、滞納者への督促や不能欠損の取扱いなど、償還率の向上に向けて改善を図る必要があります。				

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ その他			
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し	
当貸付は、所得の低い区民に無利子で貸付を行うことにより、失業等の経済的困窮者の生活再建に役立っています。しかし、償還開始までに6ヶ月の据え置き期間があり、その期間中に就職できなかつたり、体調を壊したり等で生活の安定が図れなかった場合も多く、償還が大幅に遅れ償還率の低下がおきています。そのため、貸付決定における返済能力の審査は慎重に行う必要がありますが、現実には緊急に対応しなければなりません。貸付により一時的に救済できても、その一時金で生活が安定するとは限りません。個人差があるため、個人に合わせた返済計画を進めていく必要があります。また、システム改善を行い滞納者への督促や不能欠損の取扱いなど、制度の運用管理について見直しを進めていきます。						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		要援護者に対するサービスの総合調整				款	4	項	1	目	1	事業	14	整理番号	112	
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所				係名	高井戸事務所 管理係		連絡先 電話番号	4312			昨年度 整理番号	115		
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備				予算事業区分			既定事業							
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	13	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/> 計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)				
	対象		援護を要する高齢者、障害者等				内部管理		根拠 (1) 杉並区福祉サービス調整チーム設置要綱							
							施設維持管理		等 (2)							
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		要援護者に関わる保健福祉サービス関係者の支援を調整し、要援護者の安定した生活を支援する。				活動指標名(式)									
						(1) 会議開催数										
						(2) 会議出席者延べ人数										
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○関係機関の調整を要する対象者への保健福祉サービスの提供について、福祉事務所長を座長として関係者の会議を開催する。 ○会議において対象者への具体的な支援方法について検討し、関係機関の役割分担を明確にする。 ○関係者間で情報を共有するとともに、支援の方向を確認し、適切で効果的なサービスを提供する。				成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標								
						成果指標名(1)		関係機関の連携によるサービスが決定された要支援者数								
						算定式・指標の説明等										
						成果指標名(2)		(代)1件あたりの検討にかかわったチーム員の数								
						算定式・指標の説明等										
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度		計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画								
指標	活動指標(1)		1	回	2	24	4	24	3	18	12.5					
	活動指標(2)		2	人	18	216	42	216	30	162	13.9					
	成果指標(1)		3	人	2	24	6	24	3	18	12.5					
	成果指標(2)		4	人	9	9	7	9	10	7	111.1					
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	28	101	55	101	72	87	25年度予算執行率(%)		71.3			
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項					
	(内)委託費		7	千円	4	6	4	6	6	6						
	職員数	常勤職員数		8	人	0.54	0.54	0.54	0.54	0.28	0.44	☆執行残の理由 会議の開催回数が少なく、また謝礼の支払いを要する人の割合が少なかったため。 ☆計画(目標値)よりも実績が低いがいより効果があったと評価できる理由 サービスの提供が滞りなく行われていたため、会議を開催する必要が少なかったと判断される。				
		再任用職員数		9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
		非常勤職員数		10	人		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	4,806	4,698	4,698	4,660	2,416	3,797					
		(内)再任用職員分		12	千円	0	0	0	0	0	0					
		(内)非常勤職員分		13	千円		0	0	0	0	0					
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	4,834	4,799	4,753	4,761	2,488	3,884						
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	2,417,000	199,958	1,188,250	198,375	829,333	215,778						
	財源	受益者負担分		16	千円	0	0	0	0	0	0					
		国からの補助金等		17	千円	0	0	0	0	0	0					
		都からの補助金等		18	千円	0	0	0	0	0	0					
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0							
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0	0							
差引:一般財源(14-20)		21	千円	4,834	4,799	4,753	4,761	2,488	3,884							
受益者負担比率(16÷14)		22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 112

25年度の事業実施状況	内 容	規模	事業費(千円)	
			単位	
(1)主な取組	調整会議開催数	3	回	42
	その他(事務費)			30
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	外国人で子育てが難しい母子家庭や、母子生活支援施設に入所中の不登校児のいる家庭への支援などについて、関係機関の担当者が顔合わせをして情報共有をしました。その上で、支援の方向性や関係機関の役割を確認するとともに、連携強化に資する検討を行い、個別のケースに応じたより適切な支援体制の構築を行いました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	関係機関による福祉サービス調整連絡会は認知症高齢者への対応から始まったものですが、次第に児童への虐待・家庭内暴力・精神障害等の複数の問題を抱える、既存の支援システムでは対応困難な事例への対応が求められることが増加しています。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	福祉サービス関係者が一堂に会し、個別要援護者の情報を共有し、それぞれのかかわり方を確認することについて、多くの出席者から「困難ケースへの前向きな取り組みが実感できた」などの感想が寄せられています。		
	今後の予測	福祉サービスは、公的機関だけではなく民間団体・医療機関など様々な機関が関わっています。民間団体による福祉サービス提供は年々増えてきており、さらに関係機関との連携強化が必要となってきています。困難な問題を抱える要支援者に適切な支援を行っていくためには、関係機関が集まり情報共有して方針・役割を確認するサービス調整連絡会の役割が重要となっています。		
評価と課題	当事業では、個別のセクションでは捉えきれない根深い問題への対応や、ひとつのセクションでは担いきれない過重な負担を、関係機関が情報を共有し、支援内容を協議して役割分担をすることによって、要援護者の安定した生活を支援してまいりました。件数は少なくなっていますが、今後も引き続き、複雑・困難な問題を抱える要援護者に適切な支援を行っていくために、関係機関の参加・協力を得て、調整連絡会を活用してまいります。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ その他			
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し	
生活保護受給者の抱える問題が複雑化する中で、多くの関係機関との連携調整が欠かせなくなっています。福祉サービス調整連絡会をタイミング良く利用できるよう、職員の中での更なる周知・活用を図っていく必要があります。また平成27年度に施行される生活困窮者自立支援法による支援調整会議にも、福祉サービス調整連絡会で培ったノウハウを活かしてまいります。						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		成年後見制度の利用促進及び福祉サービス利用者保護			款	4	項	1	目	1	事業	15	整理番号	113														
担当部課名		保健福祉部管理課			係名	庶務係(保健福祉支援担)		連絡先電話番号	1348		昨年度整理番号	116																
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備			予算事業区分			既定事業																				
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	13	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実行計画事業目標		4	施策	20	計画事業	3	<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)													
	対象		○認知症、知的障害、精神障害等で十分な判断能力がない方			内部管理		根拠法令等		(1)	杉並区長の後見開始等の審判請求手続等に関する要綱																	
						施設維持管理				(2)	杉並区成年後見制度利用助成事業実施要綱																	
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○判断能力が衰えても、住みなれたところで安心して暮らし続けられるように、本人の意思を尊重した権利擁護の取組みを進めていく。					活動指標名(式)		(1) 成年後見センター相談件数																		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○成年後見センターの運営に対する支援 ○区長申立てや後見人等報酬に対する費用助成 ○法人後見の受任及び区民後見人の育成・活用 ○杉並社協のあんしんサポート事業(地域福祉権利擁護事業)の助成					成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標																			
							成果指標名(1)		成年後見手続き支援件数																			
							算定式・指標の説明等																					
							成果指標名(2)		福祉サービス利用援助事業の契約件数																			
							算定式・指標の説明等																					
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)																		
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画																				
指標	活動指標(1)	1	件	1,971	2,400	1,844	2,300	1,755	2,300	76.3																		
	活動指標(2)	2	件	9,025	5,600	5,507	5,500	5,946	5,500	108.1																		
	成果指標(1)	3	件	1,126	1,100	860	1,000	904	1,000	90.4																		
	成果指標(2)	4	件	161	140	169	160	163	160	101.9																		
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	18,794	29,939	25,580	30,464	25,086	35,759	25年度予算執行率(%)		82.3																
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項		執行残の理由 成年後見センターの法人後見収入が見込額より多かったため、負担金の戻入がありました。																
	(内)委託費	7	千円	92	776	119	776	651	516																			
	職員数	常勤職員数	8	人	1.00	0.95	1.09	0.67	0.30	0.20																		
		再任用職員数	9	人	0.00	0.00	0.53	0.33	0.70	0.70																		
		非常勤職員数	10	人		0.00	0.00	0.00																				
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	8,900	8,265	9,483	5,782	2,589	1,726																		
		(内)再任用職員分	12	千円	0	0	2,083	1,274	2,702	2,702																		
		(内)非常勤職員分	13	千円		0	0	0	0	0																		
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	27,694	38,204	37,146	37,520	30,377	40,187																			
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	14,051	15,918	20,144	16,313	17,309	17,473																			
	財源	受益者負担分	16	千円	55	1	76	1	182	320																		
		国からの補助金等	17	千円	0	0	0	0	0	0																		
		都からの補助金等	18	千円	12,184	12,183	12,183	12,180	12,180	18,788																		
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0																			
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	12,239	12,184	12,259	12,181	12,362	19,108																			
差引:一般財源(14-20)		21	千円	15,455	26,020	24,887	25,339	18,015	21,079																			
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.2	0.0	0.2	0.0	0.6	0.8																				

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 113

25年度の事業実施状況	(1) 主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		杉並区成年後見センターの運営	1	所	21,810
		日常生活支援事業への補助	1	所	2,385
		後見人等の報酬費助成	2	件	240
		成年後見制度区長申立て	22	件	651
		その他()			0
	(2) 事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	成年後見センターの運営については、専門職団体とともに制度及びセンター活動の周知に努め、相談・申立て支援を行いました。社会貢献に根ざした区民後見人養成事業については19名の方が登録されており、2名の方が家庭裁判所より選任され、センターが後見監督人に就任しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	成年後見センター及び杉並社協あんしんサポート事業(日常生活支援事業)ともに事業実績を伸ばしています。 区長申立て件数(累計) 17年度22件 25年度133件 法人後見受任4件 法人後見監督5件 あんしんサポート契約件数 17年度50件 25年度163件
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	障害者団体からは、親亡き後の財産管理や身上監護の不安について、区政モニターからは、センターの周知や区民後見人の育成・活用についての期待が寄せられています。専門職団体からは、後見報酬助成制度の充実を求められています。
	今後の予測	高齢・核家族化により、親族との関わりが希薄になり、高齢者や障害者の福祉サービス契約や財産管理を行うものが身近にいないため、成年後見制度や日常生活支援事業による支援の必要性が高まることが予想されます。
	評価と課題	本人の身上監護や財産侵害による区長申立てを22件行いました。また、成年後見センターにおいては、法人後見4件、後見監督4件を家庭裁判所より受任しています。 成年後見センターは今年度中に公益法人認定を受ける準備を進めていますが、認定後のセンターが成年後見制度の推進機関として機能を強化することができるよう運営体制に必要な支援を行うことが課題です。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ その他			
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し	
		親族がいないか、または親族がいても親族の援助が期待できないため、身上監護や財産管理に問題を抱えた相談については、今後も区長申立てを敏速に行っていきます。成年後見の推進機関である成年後見センターについては、制度の周知や利用促進を関係団体・機関とともに進めていきます。また、親族後見人や区民後見人への支援、新たな法人後見の受任を適切に行っていきます。26年度末にはセンターの公益認定を受け、信頼性、信用力を高めてきます。				

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 115

25年度の事業実施状況	内 容	規模	単位	事業費(千円)	
		保健福祉サービス苦情調整委員運営	3	人	2,880
		制度周知(ポスター・リーフレット配布)	1,600	枚	150
		保健福祉サービス苦情調整委員運用状況報告書作成・配付	1,000	部	22
		その他()			0
		(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	保健福祉サービス苦情調整委員が、福祉サービスに不満を抱いている利用者からの相談に応じ、問題の解決を行いました。また、保健福祉サービス苦情調整委員制度を区民に周知するために、ポスターの掲示や広報すぎなみへの掲載を行いました。 苦情の受付件数:21年度16件、22年度13件、23年度28件、24年度18件、25年度14件でした。		

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成12年6月社会福祉法による都道府県社会福祉協議会への運営適正化委員会の設置、平成14年東京都「福祉サービス総合支援事業」実施、平成15年11月杉並区保健福祉サービス苦情調整委員制度設置、17年度から介護保険に関する苦情相談を介護保険課で対応できるようになり、福祉サービスを利用する方の権利を守るための仕組みづくりを進めています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	サービス提供事業者への苦情を第三者機関である苦情調整委員に相談できる点が、保健福祉サービスの利用者から評価されています。また、事業者は、苦情調整委員が問題解決に加わる事で、事業の問題点や利用者の訴えを客観的に理解することができます。
	今後の予測	東京都社会福祉協議会によると、苦情相談は増加傾向であるとの分析です。杉並区における苦情相談件数は年度によって差がありますが、今後はサービスの多様化や利用者の権利意識の高まりに加え、障害者総合支援法の施行により障害者の対象が拡大したことから、苦情対応・相談内容が複雑化することが予想されます。
評価と課題	保健福祉サービス利用者が、第三者機関で相談できる意義は高いと考えられ、今後も利用者の権利擁護の制度として周知していくことが必要です。さらに、申立てがなくても委員が事業者を尋ね意見交換する機会をつくることにより、保健福祉サービスの質の向上につなげる事が課題です。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ その他
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し ○ 実施主体の見直し ○ 対象の見直し
	苦情調整委員との区内施設の視察や意見交換会を実施することにより、事業者の問題意識向上が見られるため、今後も広く公民問わず施設見学会を実施します。また、制度の周知については広報すぎなみや区のホームページの活用、リーフレットの配布などにより効果的に実施します。		

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名	生活支援情報提供の推進			款	4	項	1	目	1	事業	18	整理番号	116			
担当部課名	保健福祉部管理課			係名	庶務係(計画調整担当)			連絡先電話番号	1344			昨年度整理番号	119			
上位施策No・施策名	20 支えあいとセーフティネットの整備			予算事業区分				既定事業								
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	20	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実行計画事業目標		4	施策	20	計画事業	1	<input checked="" type="checkbox"/>	主要事業(経営計画書掲載事業)	
	対象	区民や区内で事業を営む個人・団体			内部管理		根拠法令等		(1) 杉並区バリアフリー協力店実施要綱 (2)							
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)								活動指標名(式)							
	○障害のある方、高齢の方、小さなお子さん連れの方等、すべての区民が、保健・福祉にかかるまちの情報を簡単に入手し、まちに出て、まちを楽しむことができる。 ○ウェブサイト「いってきまっぷ」から、バリアフリー協力店や区立施設のバリアフリー情報が入手できる。								(1) バリアフリー協力店登録店舗数 (2) 「いってきまっぷ」ホームページ掲載施設調査数(区立施設)							
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)								成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標								
○障害のある方、高齢の方、小さなお子さん連れの方等、すべての区民に、日常生活に必要な保健・福祉にかかるまちの情報を提供する。 ○ウェブサイト「いってきまっぷ」で、バリアフリー協力店や区内施設のバリアフリー情報を提供する。 ○バリアフリー協力店(利用しやすい設備を整えたり、やさしい対応ができる店舗)の普及 ○「心のバリアフリー」の普及								成果指標名(1) 「いってきまっぷ」ホームページアクセス数 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等								
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)						
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画								
指標	活動指標(1)	1	店舗	597	900	776	1,000	922	1,100	92.2						
	活動指標(2)	2	か所	177	177	177	176	178	178	101.1						
	成果指標(1)	3	件	119,375	180,000	128,032	210,000	189,853	230,000	90.4						
	成果指標(2)	4														
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	2,622	2,767	2,614	2,772	2,398	3,221	25年度予算執行率(%)		86.5				
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項						
	(内)委託費	7	千円	2,408	2,424	2,423	2,470	2,393	2,765							
	職員数	常勤職員数	8	人	1.25	0.80	0.85	0.80	0.80	0.70	○執行残の理由 郵送料等の執行が少なかったため。					
		再任用職員数	9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						
		非常勤職員数	10	人		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	11,125	6,960	7,395	6,904	6,904	6,041						
		(内)再任用職員分	12	千円	0	0	0	0	0	0						
		(内)非常勤職員分	13	千円		0	0	0	0	0						
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	13,747	9,727	10,009	9,676	9,302	9,262							
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	23,027	10,808	12,898	9,676	10,089	8,420							
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0	0						
		国からの補助金等	17	千円	0	0	0	0	0	0						
		都からの補助金等	18	千円	1,477	1,312	1,308	1,335	1,199	1,533						
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0							
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	1,477	1,312	1,308	1,335	1,199	1,533							
差引:一般財源(14-20)	21	千円	12,270	8,415	8,701	8,341	8,103	7,729								
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 116

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		バリアフリー協力店調査等業務委託			2,360
		新規登録及び登録更新業務			38
		その他()			0

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成17・18年度の障害者区議会において、「飲食店等のバリアフリー設備をステッカー等で表示してほしい」との意見がありました。この意見を受け、バリアフリー設備を1つ以上有し、若しくは、障害者、高齢者などに手助けをするなど適切な対応ができる店舗を登録し、ステッカーを掲示する「バリアフリー協力店制度」を平成20年度にスタートさせました。同時に、店舗のバリアフリー情報は、区立施設バリアフリー情報と共に、ウェブサイトへの掲載を開始し、多くの方にまちを楽しむきっかけとなる情報を提供してきました。また、心のバリアフリーの周知として、リーフレット「また来たくなるお店づくり」をバリアフリー協力店を中心に配布しました。 バリアフリー協力店は、年間約200店舗づつ増え続けています。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	・「バリアフリー協力店」の名称が、バリアフリー設備が完璧に整っている店舗との印象を受けることがあるため、登録要件を満たしていても、登録をためらう店舗がありました。 ・店舗に対して、ユニバーサルデザインを考慮した改修費等への財政援助を望む声があります。
	今後の予測	6年後に開催されるオリンピック・パラリンピックに向け、だれもがまちに出て、まちを楽しむことができるよう、障害者、高齢者をはじめ、すべての方がお互いを認め合って尊重できる「心のバリアフリー」の考え方を周知すると共に、バリアフリー協力店を含め、日常生活にかかる保健・福祉の情報を総合的に確認できる仕組みを作っていきます。
	評価と課題	バリアフリー協力店は、着実に登録店舗数が拡大し、ウェブサイト「いってきまっぷ」のアクセス数がこれまでで最多となったことから、広く浸透してきたと考えます。 バリアフリー協力店は、「高齢者、障害者などに手助けをするなど適切な対応(心のバリアフリー)」というソフト面を登録要件にしてきましたが、今後は、店舗のみならず、心のバリアフリーの考えを広く周知し、ソフト面で、誰もが楽しめるまちにしていきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	バリアフリー設備の整備と共に、「心のバリアフリー」の考え方や対応を啓発・周知するために、「バリアフリー協力店」制度の発展的見直しを検討していきます。 また、高齢者、障害者や小さなお子さん連れの方など、だれもが気軽にまちに出て、まちを楽しむきっかけとなるよう、保健・福祉にかかる様々なまちの情報を総合的に提供する仕組みを構築していきます。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 117

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		移動サービス情報センターの運営	1	回	10,800
		福祉有償運送団体への支援	4	団 体	8,332
		福祉有償運送運営協議会運営	3	回	234
		その他()			0

(2)事業実績
(協働、行革の取組があれば記入)

前年度に引き続き運営委託により「杉並区移動サービス情報センター」を設け、移動困難者への移動支援相談・情報提供(25年度1,449件)に努めました。また、移動サービスに係る事業者のスキルアップに向けた研修・講演会を行いました。福祉有償運送運営協議会を3回開催し、福祉有償運送団体の登録・更新等を行いました。福祉有償運送団体へ運営費の一部を補助し、移動困難者の移動サービスの維持・向上に努めました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	全国の福祉タクシー 平成16年 7,255台 平成20年 10,742台 バリアフリー新法では、平成22年までに、約18,000台を導入目標としていますが、21年度末で11,165台でした。そこで、平成33年までに28,000台の基本方針を掲げました。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	「移送サービスに関する情報は地域に密着した広報を行い、利用者の個別性を十分に配慮した相談対応や情報提供が必要である。」また、「様々な移送サービスが提供されているので、事業者間において事業内容等の理解と協力関係を構築したい。」などの意見が寄せられました。また毎年発行している「おでかけガイド」は分かりやすいと好評で、利用者対象に行ったアンケートでは感謝の声がほとんどです。
	今後の予測	・福祉有償運送団体の移動サービス供給量は高齢者の増加に伴い今後も増加する見込みです。 ・移動サービス情報センターについては、移動に関する情報提供・相談だけでなく、外出支援全般にわたる相談対応が増加すると思われます。
評価と課題	移動サービス情報センターの相談業務については移動に関する情報提供や相談だけでなく、外出支援全般に関しての相談を担っていく必要があります。今後は、外出支援の問合せを入口にした相談支援事業として内容を見直した上で、地域包括ケアシステムの一つのサービスとしての業務に見直します。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し	<input checked="" type="radio"/> 対象の見直し	
	移動サービス情報センターの相談業務については移動に関する情報提供や相談だけでなく、外出支援全般に関しての相談を担っていく必要があります。今後は、外出支援の問合せを入口にした相談支援事業として内容を見直した上で、地域包括ケアシステムの一つのサービスとしての業務に見直します。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 118

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		見舞金	334	人	7,014
		その他(事務費)			4

(2)事業実績
(協働、行革の取組があれば記入)
平成26年度は、334人の方に見舞金を支給しました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	被爆者の高齢化等により、支給対象者数は減少傾向にあります。 支給者数:平成10年度517人、平成15年度516人、平成20年度434人
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	見舞金の増額や被爆者への支援をさらに増やして欲しいとの要望があります。
	今後の予測	被爆者の高齢化等により、支給対象者は徐々に減少すると予測されます。
評価と課題		平和都市杉並として被爆者を見舞うとともに、恒久平和を願って本制度を継続します。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
<p>今後も対象者の減少が見込まれるものの、平和都市杉並として被爆者を見舞うという趣旨から、現状の制度を維持していきます。</p>						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 121

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		中国残留邦人等に支援給付金の支給	18	世帯	45,392
		中国残留邦人等に対して通訳を派遣するなど自立支援	28	人	254
		地域生活支援プログラムを活用して日本語学習等講座等の受講	4	人	231
		中国残留邦人等に対する支援相談	18	世帯	1,294
		その他()			688
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	中国残留邦人等の18世帯の方々に支援金の給付を行いました。中国語が話せる支援・相談員を配置し、中国残留邦人等の方々とコミュニケーションが円滑に図られるよう配慮し、自立のための支援相談を行いました。地域支援プログラムの実施により、日本語習得の援助を行い、生活の質の向上を図りました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	事業開始時は受給世帯16世帯、受給人数25人でしたが、平成26年4月1日現在で受給世帯数18世帯、受給人数28人になりました。受給者の平均年齢は現在71歳です。25年中に死亡・転出で6世帯廃止となり、それに対して新規開始は8世帯14名となっています。地域生活支援プログラムは、平成21年度から要綱を定め実施しており、現在4名の方が利用しています。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	残留邦人とその配偶者からは、生活保護法とは違った制度ができてよかった、という声が聞かれます。また、平成26年10月から、亡くなられた中国残留邦人の配偶者に、配偶者支援金を支給する制度が発足します。これに対する感謝の声とともに、今後も制度を充実させてほしいという期待の声があがっています。日本語ができない方など言葉の壁は厚く、日常的に通訳がほしいという声があります。		
	今後の予測	平均年齢71歳と高齢期を迎える段階に入り、介護や医療など地域福祉サービスへの需要が増加するとともに、介護給付・医療給付・民間老人ホーム入所への住宅費などの費用が今後増加していくことが見込まれます。		
評価と課題	平成20年の中国残留邦人等支援給付事業の発足によりサービスへのアクセスが容易となり、対象世帯に対する経済的な安定が図られています。また平成26年10月からの配偶者支援金制度の発足により、さらなる支援の充実が見込まれます。一方対象者の高齢化が進み、介護や医療等の地域福祉サービスへの需要の増加が見込まれます。その際に言語や生活習慣の相違が障害とならないよう、よりきめ細かな生活支援が必要です。			

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	受給者の方々の高齢化が一段と進み、介護の問題が重要な課題となりつつあります。また入院や老人ホームへの入所も、今後増えると思われます。その際に、日本語が不自由なためコミュニケーションがとれず、通院・入院生活・入所生活に支障がきたすことが懸念されます。それらに対応できる相談支援体制を整えていきます。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		在日外国人無年金者等特別給付金の支給						款	4	項	1	目	1	事業	24	整理番号	122
担当部課名		保健福祉部管理課						係名	保健福祉支援係			連絡先電話番号	1347	昨年度整理番号	125		
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備						予算事業区分			既定事業						
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	20	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)					
	対象		日本国籍を有していなかったために公的年金を受けられなかった区内に住む在日外国人等				内部管理		根拠法令等		(1) 特別永住者等特別給付金支給要綱、 (2) 重度心身障害者特別給付金支給要綱						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		国民年金制度上、老齢基礎年金、又は障害基礎年金を受けることができない在日外国人等に対して給付金を支給する。				施設維持管理		活動指標名(式)								
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○特別永住者等特別給付金を対象者に月額1万円を給付する。 ○重度心身障害者特別給付金を対象者に月額3万円を給付する。						成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標								
								成果指標名(1)		特別永住者等特別給付金支給月数							
								算定式・指標の説明等		特別永住者等特別給付金を支給した月数の合計							
								成果指標名(2)		重度心身障害者特別給付金支給月数							
								算定式・指標の説明等		重度心身障害者特別給付金を支給した月数の合計							
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度		計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)						
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画									
指標	活動指標(1)		1	人	8	8	6	8	4	3	50.0						
	活動指標(2)		2	人	2	3	2	3	2	2	66.7						
	成果指標(1)		3	月	75	96	69	96	33	36	34.4						
	成果指標(2)		4	月	24	36	24	36	24	24	66.7						
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	1,470	2,048	1,410	2,048	1,050	1,565	25年度予算執行率(%)	51.3					
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0				特記事項 執行残の理由 対象者減少のため。						
	(内)委託費		7	千円	0	8	0	8	0	5							
	職員数	常勤職員数		8	人	0.25	0.20	0.23	0.17	0.01							0.05
		再任用職員数		9	人	0.00	0.00	0.11	0.08	0.11							0.10
		非常勤職員数		10	人		0.00	0.00	0.00								
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	2,225	1,740	2,001	1,467	86							432
		(内)再任用職員分		12	千円	0	0	432	309	425							386
		(内)非常勤職員分		13	千円		0	0	0	0							0
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	3,695	3,788	3,843	3,824	1,561	2,383							
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	461,875	473,500	640,500	478,000	390,250	794,333							
	財源	受益者負担分		16	千円	0	0	0	0	0							0
		国からの補助金等		17	千円	0	0	0	0	0							0
		都からの補助金等		18	千円	0	0	0	0	0							0
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0								
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0	0								
差引:一般財源(14-20)		21	千円	3,695	3,788	3,843	3,824	1,561	2,383								
受益者負担比率(16÷14)		22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 122

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		特別永住者等特別給付金の支給	4	人	330
		重度心身障害者特別給付金の支給	2	人	720
		その他()			0
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	特別永住者等特別給付金を4名の対象者に、重度心身障害者特別給付金を2名の対象者に給付しました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	特別永住者等特別給付金及び重度心身障害者特別給付金について、平成20年4月1日に支給を開始し継続して支給を実施しています。対象者が限られており、新たな申請がありませんので、支給者は通減しています。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	継続して実施することが求められています。		
	今後の予測	新規の申請見込みはありませんので、今後も支給対象者は低減していきます。		
評価と課題				

改善・見直しの方向 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input checked="" type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
	II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
改善・見直しの方向 (中長期)					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 123

25年度の事業実施状況	内容	規模	事業費(千円)	
			単位	
(1)主な取組	受験生チャレンジ支援貸付相談受付	894	件	526
	その他(相談事務費、相談員旅費ほか)			34
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	相談件数については年度により増減が見られますが、利用者数については毎年増加を続けています。子どもの貧困対策や子育て支援の必要性が指摘される中で、低所得者世帯の子どもに対する高校・大学受験等への支援が浸透してきています。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	東京都の委託事業として、平成20年8月より就職チャレンジ支援・生活サポート特別貸付・受験生チャレンジ支援貸付事業の3事業が開始されました。平成22年度末をもって委託事業は廃止され、平成23年度からは受験生チャレンジ支援貸付事業の相談受付業務のみとなり、現在に至っております。貸付事業そのものは東京都社会福祉協議会が行っています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	本事業に対するご意見等は、区に対しては特に出されていませんが、相談窓口・電話での受付件数は1000件に迫り、ニーズの高い事業であると考えます。
	今後の予測	子供の貧困対策や子育て支援の重要性は広く認識されており、区民の関心も高く、受験生チャレンジ支援貸付の件数は横ばいか、増進していくものと考えております。
評価と課題	平成23年度からは、都補助金事業としての受験生チャレンジ支援貸付のみとなり、区においては受付事業に特化した体制となっていますが、子どもの貧困対策・子育て支援等の観点から、潜在的な需要は非常に大きい事業といえます。低所得で高校・大学進学を希望する子どもがいる世帯においては必要性が高く、また将来世代の育成に直接に寄与する事業であり、今後ともきめ細かい受付・相談体制を維持していく必要があります。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
平成23年度からは、受験生チャレンジ支援貸付のみとなりましたが、この貸付制度は、該当する世帯にとって非常に期待の大きな事業となっています。平成23年度からは、事業の性格が委託事業から都の補助金事業に変更となったため、区市の自主事業化が図られ、貸付そのものを担当している東京都社会福祉協議会との間で協定を締結することとなりました。なお、今年度は27年度からの生活困窮者自立支援法に基づく相談支援窓口開設検討を契機に、相談系の事務の見直しが行われることになっており、今後生活困窮者支援事業相互の連携を見直していく必要があります。						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 124

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		住宅手当			21,152
		住宅確保・就労支援委託			15,094
		その他(事務費)			539

(2)事業実績
(協働、行革の取組があれば記入)

住宅手当の支給額実績は、平成24年度は44,289千円に対して、平成25年度は21,152千円と半減しました。住宅確保・就労支援委託費については、委託事業者の就労支援・住宅確保支援員が減員されたため、減額となりました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成21年10月に政府の緊急雇用対策の一環として緊急提言され、都を通じ各自治体で実施するよう依頼があり、これを受けて、特別区福祉事務所長会での決定により、各福祉事務所または低所得対策関係課にて実施することとなりました。経済・雇用情勢の動向を受けて、住宅手当の相談・支給件数は、22年度から引き続いて減少しており、25年度も24年度よりさらに減少したことから、事業発足当初の対象者に対しては一定程度の支給が行き渡ったのではないかと推測されます。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	住宅手当事業に関しての要望・苦情などの声は特に聞き及んでいませんが、依然として相談件数・申請件数は高い水準を維持しており、第二のセーフティネットとして、その期待度は高いと思われます。
	今後の予測	住宅手当事業への期待は依然として高いと考えられますが、雇用情勢が一時期よりも好転していること等から、相談・申請、受理(支給)件数は、減少傾向にあるものと考えています。なお、27年度より生活困窮者自立支援法に基づく必須事業の住居確保給付金事業へと引き継がれ、相談支援窓口にて申請を受けていくこととなりますが、この傾向は変わらないと想定しております。
評価と課題	住宅確保・就労支援について、民間事業者の専門的な知識と経験を活用することにより、迅速かつ効率的な業務処理が行われており、就労自立に向けた支援が着実に行われてきました。受給者の就労達成率についても、23年度は委託事業者増員等による就労支援の強化により就労達成率が約8割となり、この傾向は25年度まで変わっておりません。26年度も引き続きより強力な受給者への就労支援を維持し、手当の支給を行っていきます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	平成23年度の相談・申請・支給件数が減少に転じたことから、平成24年度は、住宅確保・就労支援員を無駄のないより効率的な体制としていくため1名減としましたが、25年度はさらに1名減らし、引き続きより無駄のない効率的で強力な就労支援を行っていきます。また、平成23年度から、ハローワーク新宿とも連携して、ハローワーク就職支援ナビゲーターのノウハウを活用した支援を行ってきておりますが、平成26年度も一層の連携体制の強化を図り、就職達成者数の増加に向け、力を入れていきたいと考えております。なお平成27年度からは生活困窮者自立支援法に基づく必須事業の住居確保給付金事業へと引き継がれ、相談支援窓口において申請を受けていくこととなります。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 215

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		平成17年度貸付分の災害援護資金の償還(都への償還額)	4	人	1,003
		災害援護資金償還金への利子補給	0	人	27
		平成25年度災害援護資金新規貸付	0	人	0
		その他()			0

(2)事業実績
(協働、行革の取組があれば記入)

平成17年水害に対する災害援護資金貸付の借受人には、利子負担を軽減するように利子補給を行っています。東日本大震災に伴う災害援護資金貸付は平成29年度末まで申込受付を行います。平成25年度の貸付はありませんでした。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	最近台風など従来型の大規模災害に加え、平成17年度の集中豪雨以降度々発生している都市型水害が主なものでした。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で東京にも災害救助法が適応され、杉並区においても全壊及び半壊の被害が出て災害援護資金の貸付を開始しました。この貸付は平成29年度末まで行われます。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	平成23年3月11日に発災した東日本大震災により家屋被害が生じています。半壊以上の被害者には災害援護資金の貸付制度が利用できる可能性があり、申込期間が平成29年度末までのため、いつでも被災者からの問い合わせに対応できるように準備しておく必要があります。
	今後の予測	東日本大震災に伴う災害援護資金貸付の申込期間が平成29年度末までですが、平成25年度は貸付がありませんでした。よって貸付相談は減少していくことが予想されます。
評価と課題		東日本大震災に伴う災害援護資金貸付の申込期間は平成29年度末までのため、貸付相談及び申請があった場合、滞りなく対応できるように準備が必要です。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input checked="" type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	東日本大震災に伴う災害援護資金貸付の申込期間が平成29年度末までのため、予算措置を含め被災者の要望に対応できるように準備が必要です。現在4件の貸付を行っていますが、据置期間が6年、その後の償還期間が7年と長期間債権管理を行うことになるため、マニュアルの整備や確実な引継ぎが重要です。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		小災害被災者見舞金・弔慰金の支給 款 4 項 1 目 5 事業 2					整理番号	216			
担当部課名		保健福祉部管理課		係名	地域福祉係		連絡先電話番号	1356	昨年度整理番号	216	
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備			予算事業区分		既定事業				
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	36 年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標	施策	<input type="checkbox"/> 計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)		
	対象	火災、風水害等の小災害により被災した区内居住者及び事業主		内部管理	根拠法令等 (1) 杉並区小災害被災者応急援護措置要綱						
				施設維持管理	(2)						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)					活動指標名(式)					
○被災者が当面の生活を送ることができるようにする。					(1) 配布対象被災世帯数(火災・水害)・事業所数(水害)						
					(2) 一時避難所設置数						
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)					成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標						
○被災者に災害見舞金、弔慰金を交付する。併せて、日本赤十字の見舞品も配布する。					成果指標名(1)						
○被災状況により一時的に区施設等に避難するよう支援する。					算定式・指標の説明等						
					成果指標名(2)						
					算定式・指標の説明等						
区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)		
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画			
指標	活動指標(1)	1 件	56	119	54	119	66	120	55.5		
	活動指標(2)	2 件	0	1	0	1	0	1	0.0		
	成果指標(1)	3									
	成果指標(2)	4									
総事業費・コスト把握	事業費	5 千円	1,330	3,010	1,330	3,010	1,758	3,010	25年度予算執行率(%) 58.4		
	(内)投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 執行率が90%未満の理由は、予算に対して災害見舞金等の支出が少なかったためです。		
	(内)委託費	7 千円	0	0	0	0	0	0			
	職員数	常勤職員数	8 人	0.10	0.20	0.30	0.20	0.30			0.20
		再任用職員数	9 人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00
		非常勤職員数	10 人		0.00	0.00	0.00	0.00			0.00
	人件費	(内)常勤職員分	11 千円	890	1,740	2,610	1,726	2,589			1,726
		(内)再任用職員分	12 千円	0	0	0	0	0			0
		(内)非常勤職員分	13 千円		0	0	0	0			0
	総事業費(5+11+12+13)	14 千円	2,220	4,750	3,940	4,736	4,347	4,736			
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15 円	39,643	39,916	72,963	39,798	65,864	39,467			
	財源	受益者負担分	16 千円	0	0	0	0	0			0
		国からの補助金等	17 千円	0	0	0	0	0			0
都からの補助金等		18 千円	0	0	0	0	0	0			
その他の補助金等		19 千円	0	0	0	0	0	0			
特定財源計(16+17+18+19)		20 千円	0	0	0	0	0	0			
差引:一般財源(14-20)		21 千円	2,220	4,750	3,940	4,736	4,347	4,736			
受益者負担比率(16÷14)	22 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 216

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		火災見舞金	24	件	640
		水害見舞金	42	件	910
		弔慰金	4	件	200
		支給事務費			8
		その他()			0
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	見舞金対象の方へ見舞金の配布や、毛布及びタオル等の日赤見舞品も配布を行いました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	事業開始当時から、見舞金は被災者への当面の生活費等として効果がありましたが、近年、被災後の一時的な住居を求める相談が増えています。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	見舞金品は非常にありがたいと、被災者から感謝の声を多くいただいています。見舞金、毛布、日用品を給付するため、特に苦情はありません。		
	今後の予測	火災対応は休日・夜間問わず、緊急対応しています。今後は都市型水害のように、予測のできない異常気象の災害増加が懸念されます。また、高齢化に伴い高齢者が被災者となる火災の増加が予想されます。		
評価と課題	平成25年度は、急激な気象変化により都市型水害が発生したため、一度に多くの区民が被災されました。被災者が多い場合、迅速に見舞金等を配布できるよう取り組んでいきます。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
火災対応は休日・夜間問わず、緊急対応が多い事業なので、日頃から手続き書類や備品などを整理して、迅速な対応ができるように準備しておきます。						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 224

25年度の事業実施状況	内容	規模	事業費(千円)	
			単位	事業費(千円)
(1)主な取組	施設保守管理委託	3	所	33,535
	光熱水費	3	所	10,312
	維持管理経費	3	所	5,696
	運営事務費	3	所	2,712
	その他(施設整備費、旅費)			3,234
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	機械警備、昇降機保守、清掃、樹木管理等、福祉事務所の維持管理に関する業務を専門の事業者に業務委託し、適正に実施しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	0
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	0
	今後の予測	
評価と課題	機械警備・昇降機保守・清掃等、福祉事務所の維持管理に関する業務を専門の事業者に委託し、適正に実施しました。25年度の節電については、区民サービスへの影響を配慮しつつ、照明の抑制などに努め、削減率で22年度比の概ね10%強となりました。今後とも省エネ方針の周知により職員の意識をより高め、併設施設にあつては他の部署とも協力をしながら、適切に施設の維持管理を行うことで、光熱水費の削減に努めていきます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
0						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		助産施設の入所支援			款	4	項	2	目	1	事業	32	整理番号	268			
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所			係名	高円寺事務所 相談係		連絡先 電話番号	4302			昨年度 整理番号	268				
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備			予算事業区分			既定事業									
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	40	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/> 計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)					
	対象		入院して分娩する費用に困窮する妊産婦とその世帯			内部管理		施設維持管理		根拠 法令等		(1) 児童福祉法第22条 (2) 杉並区児童福祉法施行細則					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○経済的に困窮する妊産婦が、施設助産を受けて、安心して出産できるようにする。			活動指標名(式)		(1) 入所決定者数 (2) 入所申込者数									
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○助産施設における分娩の介助、分娩前後の処置及び看護に要する費用を支給する。			成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 入所率 算定式・指標の説明等 入所決定者数÷入所申込者数 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等									
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度		計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)						
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画									
指標	活動指標(1)		1	人	11	17	7	17	13	17	76.5						
	活動指標(2)		2	人	11	17	7	17	13	17	76.5						
	成果指標(1)		3	%	100	100	100	100	100	100	100.0						
	成果指標(2)		4														
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	4,487	8,360	2,677	5,686	5,075	5,785	25年度予算執行率(%)		89.3				
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項						
	(内)委託費		7	千円	0	1	0	1	0	1	☆執行残の理由		利用者数が予測より少なかったため。				
	職員数	常勤職員数		8	人	0.62	0.63	0.66	0.67	0.67	0.67						
		再任用職員数		9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						
		非常勤職員数		10	人		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	5,518	5,481	5,742	5,782	5,782	5,782						
		(内)再任用職員分		12	千円	0	0	0	0	0	0						
		(内)非常勤職員分		13	千円		0	0	0	0	0						
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	10,005	13,841	8,419	11,468	10,857	11,567							
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	909,545	814,176	1,202,714	674,588	835,154	34,029							
	財源	受益者負担分		16	千円	156	273	78	195	195	234						
		国からの補助金等		17	千円	2,366	3,549	1,520	2,359	2,235	2,358						
都からの補助金等		18	千円	1,308	1,774	760	1,179	1,117	1,179								
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0								
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	3,830	5,596	2,358	3,733	3,547	3,771								
差引:一般財源(14-20)		21	千円	6,175	8,245	6,061	7,735	7,310	7,796								
受益者負担比率(16÷14)		22	%	1.6	2.0	0.9	1.7	1.8	2.0								

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 268

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		助産施設への入所決定者数	13	人	5,075
		その他()			0

(2)事業実績
(協働、行革の取組があれば記入)

低所得の妊産婦の経済的・身体的な負担を軽減し、助産施設において安心して出産できるようにします。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	入所決定数は、少子化の影響により減少傾向が見られてましたが、25年度には倍増しました。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	制度を利用した一般世帯からは、経済的な心配をせずに安心して出産ができたと感謝の言葉をいただいております。また、出産祝い金は子育て費用にあてることができ、大変役だっているとの声もいただいております。
	今後の予測	雇用情勢に改善の兆しが見えるものの、収入状況の不安定な若年層やシングルマザー等の低所得の妊産婦は増加傾向にあり、本制度の意義は依然として高いと予測されます。その一方で少子化の影響もあって、相対的には件数は横ばい状況が続くと思われまます。
評価と課題		当事業は経済的に困窮する妊産婦を支援する点で大きな役割を果たしています。収入状況の不安定な若年層やシングルマザー等の低所得の妊産婦の増加が見込まれる中、少子化対策・子育て支援の観点からも今後とも重要な施策であるといえます。また経済的な支援に止まらず、子育て支援課や保健センターと連携し、妊産婦の精神的な負担軽減や出産後の育児・生活の相談や支援についても、施策の充実を図ることが必要だと考えております。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
生活困窮者への出産費用の支援制度は、少子化対策として重要であることから、子育て関係機関との連絡調整を図っていきます。						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 306

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		入浴券の支給	1,266	人	32,420
		その他()			0

(2)事業実績
(協働、行革の取組があれば記入)

入浴券の配付については、風呂のない世帯へ、ケースワーカーによる生活実態の調査に基づき、民生委員などの協力を得ながら適切に配付されてきました。入浴に伴う経済的な出費を軽減するとともに、良好な衛生状態を維持することで、健康状態や社会生活などについて被保護者の自立した生活に寄与してまいりました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	杉並区の生活保護世帯数は増加傾向にありますが、自家風呂のない世帯の割合は減少しています。入浴券については、平成25年度は前年度に比して横ばいで推移しています。児童・生徒に対する学童服・運動衣代、夏季健全育成費、修学旅行支度金等の支給は、生活保護法内での各扶助が充実してきたため24年度末をもって廃止しております。また平成25年度には、支給した入浴券の転売を禁止し、転売した場合には、以後の支給を行わないこととするよう要綱の改正を行いました。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	入浴券を配付する民生委員からは、「配付の際に怖い思いをすることがある。」などの意見も、わずかですがありました。そうした世帯については、福祉事務所から直接配付しています。
	今後の予測	入浴券については、毎年自家風呂の無い世帯が減少傾向にあるため、配付世帯数は今後も減っていくと思われます。
評価と課題	入浴券の配付は、清潔な衛生状態を保つことにより、健康状態の維持や社会生活への関わりなど、被保護者の自立した生活に寄与するものとなっています。自家風呂のある民間アパートが増え、ニーズは徐々に減少傾向にあるといえます。一方、区内の公衆浴場が毎年減少していることから、居住地から離れたところにしかない公衆浴場が場合も多く、利用しづらいケースも出てきています。	

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input checked="" type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	生活保護法の生活扶助費が出ているため、廃止するべきとの意見も一部にはありますが、公衆衛生向上の観点から法外により補填することとしており、23区の入浴券支給状況をも勘案し、平成26年度以降も引き続き支給することとしております。					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 307

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)	
		生活保護費				15,630,973
		医療費等支払事務委託				9,624
		嘱託医報酬		7人		4,385
		生活保護システム運用事務費				16,087
	その他(生活保護運営事務費)				30,466	
(2)事業実績(協働、行革の取組があれば記入)	生活保護受給世帯数は25年度末は6,621世帯となり24年度と比較すると165世帯の増です。23年度以前2～3年の対前年比の伸びが300～450世帯の増となっていたので、依然として増加傾向にあるものの伸び率そのものは減少傾向を呈しております。一方で、特に保護費に占める医療扶助費の比率は依然として大きいものとなっており、後発医薬品使用の促進など適切な保護費支給に向けた取り組みを進めています。					

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成12年度末に6.3%だった保護率は、年々上昇を続け、高齢化と景気低迷の長期化により平成22年度末には13.1%となり、平成25年度末にはついに14.3%となりました。被保護世帯の内訳は、高齢世帯と傷病・障害世帯が全体の80%を占め全国平均より高く、母子世帯は3%程で逆に低くなっています。その他世帯である稼働年齢層は、平成25年度末で全世帯の約17%ですが、23年度以降は微減の状況となっております。平成25年度には、保護基準の大幅な見直しがあり、第1段として8月から改定を実施しました。また、12月に法改正が成立しました。		
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	経済的に困窮している時に生活保護制度を利用して助かった、今後も制度の内容を充実させてほしいという声があります。一方で、長期にわたる景気低迷で生活保護世帯が急増したことから、生活保護の適正な運用を求める声が多くなっています。真に保護を必要としている方に対する適正な保護の適用と不正受給防止徹底による、公平公正な保護の実施が求められています。		
	今後の予測	有効求人倍率の上昇など、雇用情勢は明るさを取り戻しつつありますが、未だ十分とはいえ、今後も飛躍的な景気回復は望めないと思われまます。失業による生活保護受給世帯数の伸びは鈍化しているものの、今後も高齢者世帯の継続的な増加傾向が続いていくものと考えます。		
評価と課題	国民の最低生活の保障制度として不可欠の制度であり、今後も制度に対する信頼を確保するため制度の適正な運用が必要です。改正法に則り就労に向けたインセンティブを強化し、迅速な生活保護からの自立を助長するとともに不正・不適正受給の防止をすすめ生活保護の適正な運用をはかる必要があります。また、生活困窮者自立支援法に基づく支援策との連携や増加する高齢者世帯への適切な対応も課題となります。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他		
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し	<input checked="" type="radio"/> 対象の見直し
	①支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考えを維持しつつ、生活保護相談者の経済状況・健康状態・家族構成・就労活動状況などをしっかりと把握し、自立可能な方には、生活困窮者自立支援法による支援策の活用をすすめるなど、生活保護の公平かつ適正な適用を図り、区民の信頼を得られる制度の運用を進めていきます。 ②改正法に盛り込まれた就労自立促進策、健康・生活面に着目した支援、不正・不適正受給対策の強化や医療扶助の適正化について適切に運用実施していきます。 ③増加する高齢者への医療・介護等の支援策の強化を進めていきます。				

平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		被生活保護者等自立支援		款	4	項	3	目	1	事業	3	整理番号	308
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	計画調整担当			連絡先電話番号	4306		昨年度整理番号	304	
上位施策No・施策名		20 支えあいとセーフティネットの整備		予算事業区分				既定事業					
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	16	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標	施策	計画事業	<input checked="" type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)				
	対象	生活保護受給者等		内部管理		根拠法令等		(1) 杉並区生活保護受給者等自立支援プログラム実施要綱					
				施設維持管理		(2)		杉並区被保護者自立促進事業実施要綱					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○生活保護受給者等の経済的自立及び生活自立を実現させ、健全な地域社会の形成につなげる。		活動指標名(式)		(1) 被保護世帯数							
					(2)								
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○生活保護受給者等に対し、生活保護地区担当員(ケースワーカー)・就労支援専門員・メンタルケア支援専門員、次世代育成支援員及び委託事業者支援員等が、各自立支援プログラムに基づき支援を行う。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標								
			成果指標名(1)		自立支援プログラム作成件数								
			算定式・指標の説明等										
			成果指標名(2)		就労支援プログラムにより保護廃止または収入増となった人数								
			算定式・指標の説明等										
区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)				
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画					
指標	活動指標(1)	1	世帯	6,292	6,292	6,456	6,456	6,621	6,621	102.6			
	活動指標(2)	2											
	成果指標(1)	3	件	1,317	1,500	1,676	1,700	1,304	1,500	76.7			
	成果指標(2)	4	人	169	170	266	300	339	350	113.0			
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	48,672	64,217	51,546	76,081	68,677	75,557	25年度予算執行率(%)	90.3		
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項			
	(内)委託費	7	千円	30,977	39,145	34,492	46,755	45,175	52,673				
	職員数	常勤職員数	8	人	6.73	8.50	5.97	6.04	5.89	5.63			
		再任用職員数	9	人	12.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
		非常勤職員数	10	人		13.00	12.66	13.00	13.44	16.52			
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	59,897	73,950	51,939	52,125	50,831	48,587			
		(内)再任用職員分	12	千円	36,960	0	0	0	0	0			
		(内)非常勤職員分	13	千円		35,750	34,815	36,140	37,363	45,926			
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	145,529	173,917	138,300	164,346	156,871	170,070				
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	23,129	27,641	21,422	25,456	23,693	25,686				
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0	0			
		国からの補助金等	17	千円	52,184	68,498	36,798	41,415	0	0			
		都からの補助金等	18	千円	54,307	73,668	56,433	55,660	117,924	50,053			
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	106,491	142,166	93,231	97,075	117,924	50,053				
差引:一般財源(14-20)		21	千円	39,038	31,751	45,069	67,271	38,947	120,017				
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 308

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		自立支援事業業務委託			
		被保護者自立促進事業			22,896
		その他(就労支援員旅費 ほか)			856
	(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	平成25年度の就労支援については、プログラム作成総件数610件中339名が就労達成を果たし、保護廃止又は収入増につながりました。また、引き続きハローワーク新宿就職支援ナビゲーターとの連携を図り、107名が就職を果たし、生活保護からの脱却又は生活保護受給者の収入増により、保護費の削減が進みました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成16年度より、最初の自立支援プログラムとして就労支援を開始し、17年度からは体験就労支援や債務整理支援などを民間事業者へ委託のうえ開始しました。18年度からは、精神保健福祉士による精神的に不安を抱える被保護者を対象に、日常生活の維持向上と就労阻害要因解消に向けたメンタル支援を開始しました。20年度末から、被保護世帯児童等の不登校・ひきこもり、若者の社会参加支援を次世代育成支援員により開始し、21年度末からは、日常の金銭等預かり支援を浪費癖等ある被保護者を対象に開始し、現在まで多様な支援をきめ細かく行っています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	実際にケース宅を訪問した次世代育成支援員のアドバイスの仕方がすばらしかったなど、評価する意見が聞かれ、ケースワーカーとの連携の下、事業への理解が高まっており、安定的な支援が行われております。また一方で、生活保護を受けていない、ぎりぎりの生活を送っている低所得世帯との公平性や適正な保護の実施の観点から、もっと厳しく就労活動を行わせ、生活保護受給の条件として、就労自立までの期限を設定し、指示・監督の徹底をするべきだという厳しい意見も出されています。
	今後の予測	今後の生活保護受給世帯の動向は、伸び率は鈍化しつつあるとはいえ、常に増加基調にあることには変わりはなく、適正な生活保護の適用に向けて、一層の自立支援の充実が必要不可欠なものとなっています。このような状況の中、特に就労支援については、生活困窮者自立支援法の成立を受け、27年度より生活保護になる前段階の生活困窮者対象の相談支援窓口設置が義務付けられ、ハローワーク就労支援自立促進事業(常設窓口)との一層の連携による就労支援が求められます。今後はこの新法事業との連携を前提とした保護の適用と被保護者の自立支援が求められています。また、継続的に増加する高齢者世帯に対する、医療・介護・見守りのニーズが増大することが予想されます。
	評価と課題	自立支援プログラムの効果は確実に出ており、25年度の就労達成による保護廃止や収入増による保護費削減額は前年度を上回っています。次世代育成支援・塾代助成による全日制高校進学率の伸びや高齢者世帯に対する金銭管理支援の実施等、現行の自立支援プログラムは有効に機能しています。増加する高齢者世帯への介護の開始や施設入所、日常的な見守り等の専門的な対応と新たな支援策が課題となっており、今後検討していきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他		
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し
	①就労意欲喚起事業には引き続き力を入れてきましたが、現在行っている体験就労支援については、より多様な業務・職種を体験させるため、委託事業者への業務開拓をさらに行わせています。また、稼働世帯の就労支援強化として、区就労支援センターの若者就労支援コーナーや杉並ジョブトレーニング室の利用促進など、他機関との連携も一層強めていきます。なお、金銭等預かり支援対象者の需要増と次世代育成対象者増加への対応として支援員の増員を26年度は行っており、支援の質の向上とともに今後の支援需要増に備えていきます。 ②平成25年度は、生活保護受給世帯等の不登校・ひきこもり・学習困難な児童・生徒に対する、高校・大学への進学・中退防止のための学習支援や社会性向上のための居場所支援を実施してきました。また、中学三年生に対する塾代助成制度も一層拡充し、十分な学習環境の確保に努めてきた結果、全日制高校進学率の伸びや就職を含めた中高生全体の進路状況は良好でした。これを受け、26年度も引き続き効果的で円滑な事業運営を進めていきます。 ③継続して増加する高齢者世帯に対する医療・介護・見守り等のニーズに対し、専門的に対応できる新たな支援策を検討していきます。				